

研究論文

多文化主義国家カナダの「憲法」における 宗派的・言語的マイノリティの教育保障と教育行政制度

平田 淳*

The Guarantee of Education for Denominational and Linguistic Minorities and Educational Administration System in the “Constitution” of a Multiculturalism Nation, Canada

Jun HIRATA

【要約】カナダ憲法の一部を構成する「1867年憲法」第93条は、宗派的マイノリティ（カトリックあるいはプロテスタント）の、「1982年憲法」第23条は言語的マイノリティ（フランス語あるいは英語）の、それぞれ教育保障を規定している。それは、そうした宗派の協議に基づく、あるいはそうした言語を用いた教育プログラムの提供を要請するのみならず、そうしたプログラムを提供する学校の設置やそうした学校の管理運営を行う独自の地方教育行政機関の設置をも要請している。しかしこのようないわゆる「二言語・二文化主義」は、1971年以来「多文化主義」を国是としているカナダ社会において再検討の必要性に迫られている。

【キーワード】カナダの「憲法」、宗派的・言語的マイノリティ、二言語・二文化主義、多文化主義

はじめに

カナダは10の州（provinces）と3つの準州（territories）から成る連邦国家であり、教育に関する第一次的管轄権限は州政府にある。つまり、州に限定すると、カナダには10の教育制度が存在することになる。筆者は昨年度、科研費研究成果報告書『カナダにおける「開かれた教育行政」及び「開かれた学校づくり」に関する調査研究』をまとめた。報告書第1部は「カナダ諸州における教育行政・学校教育の制度設計」と題して、10州すべての教育行政と学校の制度設計を法令に当たることによって明らかにした。そこで得られた知見は様々であるが、本稿との関連で言えば、「カナダ憲法」においてはその制定時から現在に至るまで、イギリス系とフランス系のバランスをどうとっていくかという課題が、学校制度のみならず教育行政制度との関連の中でも重視されていたということである。後述するが、宗派別教育委員会制度や言語別教育委員会制度はその好例である。

本稿においては、こうした宗派別教育委員会制度や言語別教育委員会制度に関する憲法上の規定を読み解き、宗派的・言語的少数者の教育を行う「学校制度」を整備するのみならず、そうした学校を管理運営する地方教育行政機関を、多数派の英語系無宗派教育委員会とは別に設置することが憲法上の要請であると言えるのかどうかを明らかにすることを目的とする。また、そうしたいわば「二言語・二文化（bilingual, bicultural）」重視の教育行政制度が、1971年以来カナダの国是となっている「多文化主義（multiculturalism）」の中でどのように認識されるのかについて問題提起したいと思う。

*佐賀大学大学院学校教育学研究科

1. カナダの「憲法」

カナダの「憲法」と言ったとき、事情は少々入り組んでいる。まずは1867年にイギリス議会において制定された「1867年英領北アメリカ法 (British North America Act, 1867)」(以下「BNA法」)が「カナダ自治領 (Dominion of Canada)」の基本的なあり様を定める法律として存在していた。その後、1982年には「1982年憲法法 (Constitution Act, 1982)」が制定された。カナダの憲法は1982年憲法法第52条(2)において、1982年憲法法、それと同時に制定された「権利及び自由に関するカナダ憲章 (Canadian Charter of Rights and Freedom)」(以下「カナダ憲章」という権利章典、及び1982年憲法法第52条(2)(b)及びこれに基づく付則にある30に上る法令(例えば、アルバータ州の連邦加入に際して制定された「アルバータ法 (Alberta Act)」やサスカチュワン州加入に際して制定された「サスカチュワン法 (Saskatchewan Act)」など)から構成される、と規定されている(松井, 2012)。そしてその付則の項目1において、BNA法を「1867年憲法法 (Constitution Act, 1867)」と改称し、これを「カナダ憲法」の一部と位置づけることが規定されている(セイウェル, 1994)。つまり、カナダでは今でも「日本国憲法」のように「憲法」という名称がついた単独の成文憲法(憲法典)は存在しない(松井, 2012)。

2. 1867年憲法法第93条と教育の「州自治」・宗派別教育委員会制度

1867年憲法法はその第93条において以下のように規定し、教育に関する第一次的管轄権限が州にあることを明確にしている。

教育

第93条

州において、かつ、州のために、立法府は、次に掲げる規定に従うことを条件として、教育に関する法律を制定する権限を専属的に有する。

- (1) 一定のものが、連邦成立の際、州において法律により有する宗派学校に関する権利または特権に不利な影響を及ぼす法律の規定を設けてはならない。
- (2) 連邦成立の際、法律により、アッパー・カナダにおいてカトリック教を信ずる女王の臣民の学校及び学校管理受託者に付与せられ、かつ、負わされている権限、特権、及び義務は、すべてケベックにおけるプロテスタント及びカトリックを信ずる女王の臣民の非国教の学校に及ぼされるものとする。
- (3) 州において、非国教の学校の制度が、連邦成立の際、現に法律により存在している場合、又はその後、その州の立法府に設けられる場合には、プロテスタント又はカトリックを信ずる女王の少数臣民の教育に関する権利又は特権に不利な影響を及ぼすその州の機関の処分又は決定に関する訴願は、枢密院における総督になされる。
- (4) この条の規定の正当な施行のために、枢密院における総督が必要と考える州の法律が制定されない場合、又はこの条の訴願について枢密院における総督がなした裁決が、州の当該機関によって、正当に執行されない場合には、当該の事情に必要な限りにおいて、カナダ議会はこの条の規定及びこの条に基づき枢密院における総督がなした裁決の正当な施行のために、救済の法律を制定することができる。(セイウェル, 1994)

教育を憲法上連邦ではなく州の管轄事項とした理由は、カナダ建国時にまで遡る。すなわち、16世紀にカナダに最初にやってきたヨーロッパ人はフランス人であり、フランスがその後入植を進めていった。

しかしイギリスによる北米での植民活動の拡大に伴い、イギリスとフランスの間では数度の戦火が交えられ、結果としてイギリスが勝利してイギリス領となった。そしてその後、1867年にBNA法が発効し、現在のオンタリオ、ケベック、ニュー・ブランズウィック、ノバスコシアの4州からなる「カナダ自治領 (Dominion of Canada)」が誕生し、オタワに首都を置く中央政府の下にまとまる連邦体制 (Confederation, コンフェデレーション) が成立したのである (細川, 2010)。その後その他の州も順次カナダに加わっていき現在の形となるが、ヨーロッパ人の到来から現在に至るまで、建国の民であるイギリス系とフランス系のバランスをどうとるのがカナダ社会における大きな関心事であり続けてきた。このような事情を背景として、BNA法制定時に、もし教育を州の管轄権限から外した場合、圧倒的にフランス系あるいはカトリック系が多く居住している現在のケベックがコンフェデレーションの結成に同意しないのではないかということが懸念され、州政府が教育に関する管轄権限を保持することとなったのである (Giles & Proudfoot, 1994)。また小林 (2003a) によると、1867年の連邦成立時、連邦に加盟した植民地州ではすでにその地域に適応した学校教育制度や慣習が根付いており、そのため連邦政府は州の独自性を無視して中央集権的な教育制度を無理に確立することはせず既成状況を取り込んだ制度を選んだ結果が教育の州自治制度であるということであるが、それは植民地州の中でもすでに独自の教育を形成していたケベックの特殊性 (小林, 1994) を特に考慮する必要があったということであろう。

1867年憲法第93条は宗派的少数者の教育についても規定しており、次のように州議会の立法権を制限している。すなわち、①宗派学校 (denominational schools) に関する権利・特権に不利な影響を及ぼす立法をしてはならない、②連邦成立時にアッパー・カナダ (現在のオンタリオ) においてカトリック系の学校に付与されていた権限・特権・義務は、ケベックにおけるプロテスタントおよびカトリック信仰者の非国教学校 (dissentient schools) に及ぶ、③非国教学校が存在する場合、プロテスタントまたはカトリックを信仰する少数者の教育に関する権利・特権に不利な影響を及ぼす州の処分・決定については、枢密院における総督に対して訴願がなされる、④総督が必要と判断した州法が制定されない場合には、連邦議会が救済のための法律を制定しうる (成嶋, 2003)、である。つまり、州議会が教育に関する立法を行う際、カトリックとプロテスタントでその地区における少数派となった宗派学校¹を擁護することや、すでに州の法規によって制度化されている宗派別学校を擁護することが、その条件として付されている、ということである (小林, 2003b)。

ところで、1867年憲法法がBNA法として立法された際に連邦に加入した州は上述した4州であったため、本条は現在の全ての州に一様に適用されるわけではなく、4州以外の州は連邦加入時に適用内容に関する交渉によってその州のみを対象とする修正が加えられている。ただし、連邦加入時の事情によって第93条が適用されなかった、つまり宗派学校の擁護が条件とされなかった州においても州の法規によって宗派学校制度を導入することは可能である。他方で、適用された州に関しては、宗派学校制度の廃止を望んでも、憲法ないし連邦加入時に制定された条文が改正されない限り廃止することはできないことになる。この点に関連して、宗派別教育委員会制度を有していたケベック州において、その廃止が提案された際にある問題が生じた。それはケベック州については1867年憲法法第93条はそのまま適用されていたため、宗派別教育委員会制度を廃止するためには憲法改正が前提となり、その意味で制度改編のハードルが極めて高くなる可能性があった、という問題である (小林, 2003b)。

憲法改正においては、1982年憲法法第5編 (第38条から第49条) において規定されている改正手続

¹ 例えばカトリックが少数派の州や地域において公費で運営されるカトリック系学校や、プロテスタントが少数派の州や地域において公費で運営されるプロテスタント系学校のことを「分離学校 (separate schools)」といい、そうした分離学校を管轄する教育委員会を「分離教育委員会 (separate school boards)」という。

を経なければならない。但し改正手続は、日本国憲法のように「国会議員の3分の2以上の賛成による発議、国民投票による国民の過半数の賛成」（第96条）という改正要件が、すべての条項について等しく適用されるのとは異なり、改正内容により改正手続も異なる。セイウェル（1994）によると、憲法改正の手続には改正内容により3つの形態がある。ただしセイウェルは、その3つの形態の改正手続及び内容が1982年憲法法の何条に相当するののかについては言及していない。セイウェルによる解説と松井（2012）の記述を併せて解釈すると、その対応関係については以下のようなになるだろう。すなわち、第一は一般的な改正であり、第38条（1）に規定されている。すなわち（a）上院及び下院の決議及び、（b）全州の3分の2以上の州議会の決議、ただし、それらの州の人口の合計がその時点での最新の国勢調査において全州の人口の50%以上であること、があった場合に憲法改正が実現する。第二に、女王や総督の地位、下院の議席数の変更、連邦最高裁の構成、憲法改正手続の改正等の重要事項に関わる憲法改正であり、これは1982年憲法法第41条によって上下両院と全ての州の議会の合意が必要とされている。第三は、第43条に基づく改正である。第43条は次のように規定している。

第43条

以下の各号を含む、1つのあるいは1つ以上の州に適用されるが全ての州に適用されるわけではないかなる規定に関するカナダ憲法の改正も、連邦議会上下両院と当該改正が適用される各州の議会の決議によって承認された場合にのみ、カナダ国璽を押印した総督の発布する詔書によって、これを行うことができる。

- (a) 州間の境界の変更。
- (b) 州内における英語あるいはフランス語の使用に関するいかなる規定の改正。²

これは1つあるいは複数の州に関わるが、全ての州に関わるわけではない改正に関する手続であり、条文上は事項「(a) (b)」が列挙されているものの、それはそうした事項を「含む (including)」「いかなる規定 (any provision)」に関連する改正も、となっているため、これは限定列挙ではなく例示列挙であると考えられる。そしてこの種の改正に際しては、上述のケベックの事例も含めて、上下両院とその改正が適用される州の議会の決議があれば可能となる。そして本条は、一部の州にのみ適用される憲法規定の改正にのみ適用されるのであって、それゆえにすべての州に適用される規定をこの第43条で改正することはできないが、他方で、全ての州に適用される規定をそのままにしておいて、一部の州にのみ適用される規定を新たに設けることは、第43条によって可能であるとされている（松井、2012）。

小林（2003b）によると、ケベック州は連邦政府に、1867年憲法法第93条はケベック州には適用しないという条文追加を提案、1997年に連邦議会は第93条そのものの改正ではなく、「第93条A」として「第93条の第1号から第4号まではこれをケベック州には適用しない。」という条文の追加を可決し、これを受けてケベック州は翌年教育委員会の宗派別設置から言語別設置への再編制を行った、ということである。つまり、ケベック州は1982年憲法法第43条の憲法改正手続を活用することによって、他の

² 当該条文の英文は次の通りである。本文での訳出は筆者による。

43. An amendment to the Constitution of Canada in relation to any provision that applies to one or more, but not all provinces, including
(a) any alteration to boundaries between provinces, and
(b) any amendment to any provisions that relate to the use of the English or the French language within a province may be made by proclamation issued by the Governor General under the Great Seal of Canada only where so authorized by resolutions of the Senate and House of Commons and of the legislative assembly of each province to which the amendment applies.

諸州を巻き込んで第 93 条そのものを改正することなく、宗派別教育委員会制度から言語別教育委員会制度への改編を成功させた、ということになる。

3. カナダ憲章第 23 条「少数言語教育権」と言語別教育委員会制度

カナダ憲章第 23 条は以下のように規定し、少数言語教育権を保障している。

少数言語教育権

第 23 条

- (1) カナダ市民で、次の各号のいずれかに該当する者は、その州において自己の子弟に、当該言語による初等及び中等学校教育を受けさせる権利を有する。
 - (a) 最初に学び、現在も理解し得る言語が、居住する州において英語又はフランス語の少数住民言語である者
 - (b) カナダにおいて英語又はフランス語で初等学校教育を受け、教育を受けたその言語が英語又はフランス語の少数住民言語であるような州に居住する者
- (2) カナダ市民で、カナダにおいて、子弟のうちだれかが英語又はフランス語で初等又は中等学校教育を受けたか又は現に受けている者は子弟のすべてに同一の言語による初等及び中等学校教育を受けさせる権利を有する。
- (3) 第一項及び第二項の規定により、ある州において英語又はフランス語の少数住民言語で、自分の子弟に初等及び中等学校教育を受けさせる権利は、
 - (a) その州に、このような権利を有する市民の子弟の数が公費で少数言語教育を提供するに十分いる場合に適用するものとし、かつ
 - (b) 十分な数の子弟がいるときは、子弟たちに、公費による少数言語教育施設における教育を受けさせる権利を含むものとする。(セイウェル, 1994)

すなわち本条は、連邦レベルでの公用語である英語とフランス語に関して、そのどちらかがその地域の少数派となった場合、保護者は子どもを少数派言語による初等教育及び中等教育を受けさせる権利を有することを規定している(小林, 2003b)。その際のポイントを簡潔にまとめると、次のようになるだろう。①英語又はフランス語が母語であるか、英語またはフランス語で初等・学校教育を受けたものは、子どもにその言語で初等・中等学校教育を受けさせる権利を有する、②子どものうちのいずれかが英語またはフランス語で初等・中等学校教育を受けている場合、その家族のすべての子どもに同一の言語で初等・中等教育を受けさせる権利を有する、③これらの権利は当該州において少数言語教育を受ける子どもの数が十分いる場合に適用される。(成嶋, 2003)

松井(2012)によると、カナダ憲章第 23 条 1 項及び 2 項の権利は、3 項に規定される条件付きでしか保障されていない。すなわち、公費での提供を正当化するに足りる十分な人数の子どもがいる場合に限られ、十分な需要があれば公費で少数派言語教育を行う「施設」において教育を受ける機会があたえられる、ということになっている。この点について松井は、最高裁判所の *Mahe v. Alberta*, [1990] 1 S.C.R. 342 を例にとり、少数派言語での教育を受ける権利の保障は「スライディング・スケール (sliding scale)」の保障であるとして、次のように説明する。

一方の極には、少数派言語教育を求める子どもの数が極めて少なく、必要な最低限度を満たさ

ないために、少数派言語教育は要求されない場合がある。もう少し子どもの数が多ければ、第3項(a)の最低限度を上回り、多数派言語教育を行っている学校の中で、少数派言語教育のための教室の提供が求められるかもしれない。もっと子どもの数が多くなれば、第3項(b)の十分な需要があり、少数派言語教育の「施設」での教育が求められるかもしれない。その場合、学校の一部あるいは、まったく別の学校が必要となるかもしれない。他方の極には、きわめて多くの少数派言語教育を必要とする子どもの数があるため、少数派言語教育「施設」の要求から、別個の教育委員会の設立が求められるかもしれない。(295頁)

“*The Dictionary of Canadian Law*”によると、“sliding scale”とは、“Rates of wages which change automatically in relation to some factor such as the consumer price index” (Dukelow & Nuse, 1995, p. 1164), つまり「消費者物価指数のようなある要因に関連して自動的に変動する賃金率」のことを意味する。これを本件に当てはめると、少数派言語教育を求める子どもの数の大小によっては少数派言語教育を行う学校を管理する教育委員会を、多数派言語教育を行う学校を管理する教育委員会とは別に設置することが認められる場合もある(スライディング・スケール, 「スライド尺」, 判断の「尺」が事情によってスライドする), ということである。本件では、エドモントンにおいてフランス語教育を求めている子ども約4,000人の親が学校を管理しコントロールする権利を主張したが、最高裁判所は本件の状況においては、独立したフランス語教育のための教育委員会の設立までは求められていないと判断した。他方で教育委員会の中に一定数のフランス語を話す親の代表が含まれており、これらの代表がフランス語教育に対して排他的な監督権限を持っていることは必要であると判示した(松井, 2012)。

その後、最高裁判所は *Reference re Public Schools Act (Man), s. 79(3), (4) and (7)*, [1993] 1 S.C.R. 839 において、マニトバ州でフランス語教育を求める子どもの数が少なくとも5,617人存在するという中で、独立したフランス語教育のための教育委員会が必要だと判断している。また、*Arsenault-Cameron v. Prince Edward Island*, [2000] 1 S.C.R. 3 では、49人のフランス語教育を求める新入生のために新しいフランス語学校の設置が必要か、あるいは1時間ほどかけて別の町の既存のフランス語学校へのバス通学を提供すれば足りるのかが争点となった。最高裁判所は、フランス語学校が設置されれば入学を希望する子どもの数は増えるかもしれないので、現在何人の子どものフランス語教育を求めているのかにこだわるのは妥当ではないとして、フランス語学校の設置を命じる判決を下した(松井, 2012)。つまり、少数派言語で教育を行う学校を設置することや、そうした学校が多数派言語で教育を行う学校と同一の教育委員会によって管理運営される場合であっても、その中に少数派言語教育を求める親の代表を含むこと、そして多数派言語学校を管轄する教育委員会からは独立した、少数派言語で教育を行う学校のみを管理運営する教育委員会を設置することまでも、少数派言語で教育を受けることを望む子どもの人数という「スライディング・スケール」によっては、カナダ憲章第23条に基づいて要請される、ということである。

小林(2003b)は、カナダ憲章第23条の少数派言語教育権は、諸州の教育委員会制度に影響を与えた、と指摘する。それはカナダ憲章公布以降、フランス語系公立学校を管轄するフランス語系教育委員会を設置する動きが見られるようになったからである。例えば、ケベック州では上述の通り1998年に教育委員会の宗派別設置制度から言語別設置制度への移行が具体化したし、ニューファンドランド&ラブラドル州も以前は宗派別教育委員会制度を採用していたが、現在では言語別に設置している。その他の州においても、表が示す通り、名称や規模は異なるものの、10州すべてにおいて英語系のみではなく、フランス語系地方教育行政機関の設置が法定されている。このことから、カナダ憲章を契機として、カナダでは独立した地方教育行政機関を設置することによって2つの公用語による教育を保障しよう

という動きが州を跨る形で形成されてきたということがわかる。

表 諸州における教育委員会の設置形態

州名	教育委員会の設置形態
ニューファンドランド・ラブラドール州	言語別（英語系・フランス語系）
プリンスエドワード・アイランド州	言語別（英語系・フランス語系）*
ノバスコシア州	言語別（英語系・フランス語系）
ニュー・ブランズウィック州	言語別（英語系・フランス語系）
ケベック州	言語別（フランス語系・英語系）
オンタリオ州	言語・宗教混合（英語系無宗派, 英語系カトリック, フランス語系無宗派, フランス語系カトリック）
マニトバ州	言語別（英語系・フランス語系）
サスカチュワン州	言語・宗教混合（英語系無宗派, 英語系カトリック, フランス語系無宗派）
アルバータ州	言語・宗教混合（英語系無宗派, 英語系カトリック, フランス語系無宗派）
ブリティッシュ・コロンビア州	言語別（英語系・フランス語系）
*プリンスエドワード・アイランド州では2016年に従来の「学校法（School Act）」が廃止され、新たに「教育法（Education Act）」が制定された。この法改正により、フランス語系教育委員会は従来のままである反面、それまでは「英語系教育委員会（English Language School Board: ELSB）」として公選教育委員によって統括されていた組織が、「公立学校部門（Public Schools Branch）」と名称を変えた。公立学校部門を統括するのは、州教育相により任命された理事3名（うち1名は州教育副大臣）で構成される理事会（Board of Directors）とされている。法的には従来の英語系教育委員会やフランス語系教育委員会と同様「法人（body corporate）」とされるが、その自律性は従来より後退したものと思われる。	

出典：各州の関連法令（教育法や学校法）の規定から、筆者作成。

4. 今後の展望—まとめに代えて—

これまで見てきたように、カナダ憲法上、英語とフランス語、カトリックとプロテスタントといった、以前の「二言語二文化主義」は、ピエール・トルドー（Pierre Trudeau）首相（当時）が連邦議会において「多文化主義」の導入を宣言した1971年から45年以上が経つ現在においても、地方教育行政制度上他の言語や文化に比して相対的に優位な位置づけがなされている。言語については、英仏両語を公用語としているのは州レベルではニュー・ブランズウィック州のみであり、ケベック州はフランス語、それ以外の州は英語を第一言語としている。他方で、連邦レベルで言えば1969年に「公用語法（Official Languages Act, R.S.C., 1985, c. 31 (4th Supp.）」が制定されて以来、「多文化主義」の導入以降も二言語主義が採られており、「二言語二文化主義」になぞらえて「二言語多文化主義」と呼ばれている。その意味では、フランス語のみが特権的位置づけを有しているのは、憲法との関係においてある意味整合性がある

る。フランス語系住民にとっての独自の言語別教育委員会の設置は、それを望む人数にもよるが、憲法上の権利として保障され得る、ということになる。

宗派に関しては、少なくとも宗派別教育委員会の廃止は、その権利や特権に対する不利益になるので、憲法改正なしにすることはできない、ということになる。この点については、プロテスタントとカトリック、つまりキリスト教の学校だけが憲法上特別の保護を受けたままでよいのか、という別の問題が生じてきている。カナダでは建国当時、公立学校でも宗教教育が行われていたため、カトリックが多数を占めるケベック州ではプロテスタントの反対宗派学校が、オンタリオ州ではプロテスタントが多数を占める中カトリックなどの別宗派学校が存在した。憲法制定直後に権利章典の中で政教分離原則を宣言し公立学校を非宗派的な学校としたアメリカと異なり、カナダでは建国後もこのような宗教的少数者のための公立学校については手を付けないことを決定した。そのため、後に公立学校は非宗教化されたが、州議会はこのような宗教的少数者のための学校に法律上与えられていた権利や特権を制限することはできないとされていた（松井，2012）。

その後、オンタリオ州においては、1980年代以降の「公教育の世俗化（脱宗教化）」の流れに反発したキリスト教以外の宗教集団が、その設置運営する私立学校に対する公費支援を求め始め、それは訴訟にまで発展した（河野，2001）。その連邦最高裁判決である *Reference re Bill 30, An Act to Amend the Education Act (Ont.)*, [1987] 1 S.C.R. 1148, 及び *Adler v. Ontario*, [1996] 3 S.C.R. 609 では、オンタリオ州でカトリック系学校が公費で運営されている反面、キリスト教以外³の宗教学校の公費支援がないことが平等権を保障している 1982 年憲法第 15 条に違反するかどうか争点となった⁴。つまり、1867 年憲法第 93 条の規定は 1982 年憲法第 15 条によって修正されたのか、それとも第 15 条の規定にも関わらず、プロテスタントとカトリックの学校だけは特別扱いなのかが問われたのである（松井，2012）。1982 年憲法第 15 条は、次のように規定している。

平等権

第 15 条

- (1) すべて個人は、法の前及び法の下において平等であり、差別されることなく、とりわけ、人種、出身国もしくは出身民族、皮膚の色、宗教、性別、年齢又は精神的もしくは肉体的障害により差別されることなく、法の等しい保護及び利益を受ける権利を有する。
- (2) 第一項の規定は、人種、出身国もしくは出身民族、皮膚の色、宗教、性別、年齢又は精神的もしくは肉体的障害の理由で不利な境遇にある人々を含む、恵まれない個人又は団体の状態の改善を目的とする法律、計画又は活動を妨げるものではない。（セイウェル，1994）

³ オンタリオ州においては、その地域におけるカトリックあるいはプロテスタントの宗派的少数派の学校も「公費運営学校（publicly-funded schools）」とされている。カトリックに関しては英語系カトリック学校とフランス語系カトリック学校がそれぞれ独自の教育委員会によって運営されている。他方でプロテスタントに関しては、ペネタンギシェン・プロテスタント分離教育委員会（Protestant Separate School Board of the Town of Penetanguishene）が、バークベイル・プロテスタント分離学校（Burkevale Protestant Separate School）1校のみを管理運営している。「教育委員会」という名称を使っているが、法令上は「教育当局（school authorities）」に分類される。詳しくは、（平田，2017）を参照されたい。

⁴ 佐藤（2017）によると、カトリック系学校以外の宗教系学校への公費支出は 1982 年憲法第 15 条の平等権だけでなく、同法第 27 条にある「この憲章は、カナダ国民の多文化的伝統の維持及び向上と一致する形で解釈されるものとする。」（セイウェル，1994，237 頁）という規定からも主張し得るが、裁判官の間でもその適否に関する見解は分かれるという。

前者のケースは、オンタリオ州のカトリック系学校に完全な公費支援を拡大した法律の合憲性を問題とした。オンタリオ州では非宗派的な公立学校はもちろん全額公費支援を受けていたが、キリスト教以外の宗教学校は公費支援を受けていなかった。最高裁判所は、カトリック系学校の存在は憲法で明示的に認められていることを理由に、第15条に反する宗教に基づく差別だとの主張を退けた。後者のケースは、オンタリオ州のキリスト教以外の宗教学校の支持者が、カトリック以外の宗教学校に公費支援しないことを第15条違反と主張したが、最高裁判所はカトリック系学校が全額公費支援を受けているのは、その特別な憲法上の地位に由来するものであり、それを理由に他の宗教学校への公費支援がないことを宗教に基づく差別だと主張することはできないという判断を下した(松井, 2012)。しかしその後、州議会選挙を契機として、2007年には再びカトリック以外の宗教学校に対する公費支援を求める論議が再燃したという(鶴海, 2012)。この論争は現時点では公費支援の是非に留まっているが、これが独自の教育委員会の設置に発展していくのか、宗教・宗派学校の公教育制度における位置づけについては、今後もその展開を見ていく必要がある。

言語や宗教宗派以外の特性をもとに、住民の教育意思を地方教育行政や学校制度に反映させようという取組みはどうだろうか。ここではまず、ヨーロッパ人が渡来する以前からカナダに居住している先住民⁵教育のあり様を見ていく必要がある。1972年に全国インディアン協会(National Indian Brotherhood)が政策案『インディアン教育はインディアンの手で(Indian Control of Indian Education)』をカナダ政府に提起して以来、カナダの先住民は教育自治権を保障するよう連邦及び州政府に求めてきた。そこでは先住民の教育に関する法的権限の承認とともに、法的権限の行使を保障する財源を要求してきた(広瀬, 2012)。1867年憲法第91条24号は連邦政府に先住民に関する専属的立法権限を付与しており、それを受けて制定されている「インディアン法(Indian Act, R.S.C., 1985, c. I-5)」は第114条から122条までで先住民の教育について規定している。第114条は先住民問題北方開発大臣(Minister of Aboriginal Affairs and Northern Development)が州政府、教育委員会、宗教団体等と教育課程や教育費等について協議し、教育サービスを委託する権限を定めている。また第115条は教育課程編成や教職員の採用等の権限が先住民問題北方開発大臣にあることを定めており、児童生徒が学校で何を学ぶかを決定する法的権限は当該大臣にある。こうした法制度の下で、先住民自治体はバンド(band, 保留地[reserves]を単位とするインディアンの組織)に学校(バンドスクール)を設置して運営するか、あるいは教員採用やカリキュラムの一切を含む学校運営を連邦政府に委ねるか、通常の公立学校に児童生徒を通学させるかを選択することになっている(広瀬, 2013)。他方で、上述の『インディアン教育はインディアンの手で』について当時のインディアン問題北方開発大臣(Minister of Indian Affairs and Northern Development, インディアン問題北方開発省は先住民問題北方開発省の前身)のジャン・クレティエン(Jean Chrétien, 後の連邦首相)は「歓迎する」と発表し、その後バンドスクールが全国に設置されていくことになる。そして2003年時点でほとんどのバンドが独自に教育委員会を組織し、カリキュラムの中に先住民言語・文化学習を位置づけているが、他方でバンドが教育予算を巡って同省と交渉する場合は保障されていないため、独自の言語や文化に関するカリキュラムの開発もままならないということである(広瀬, 2003)。

その後、状況は多少進展する気配を見せる。2006年7月、連邦政府、ブリティッシュ・コロンビア(以下、「BC」)州政府、ファーストネーション教育運営委員会(First Nations Education Steering Committee)

⁵ カナダで先住民(aboriginal peoples, natives)と言うとき、大別するとファーストネーション(First Nations, 昔のインディアン)、ヨーロッパ人(ほとんどはフランス人)と先住民の間に生まれた子どもの子孫であるメティス(Metis, フランス語でMétis(メイティ)), 北方に住むイヌイト(Inuit, 昔のエスキモー)の3種類に分類される。

は、先住民の教育に関する立法権能を承認し、幼稚園から 12 年生までの教育課程を編成する権限を認めるとともに、先住民学校の 12 年生を卒業する生徒に州政府の中等教育課程修了証を授与することについて具体的な協議を行うという「ファーストネーション教育自治権限枠組み協定 (Education Jurisdiction Framework Agreement)」を締結した。そしてこの協定を受けて、2006 年 12 月連邦政府は「BC ファーストネーション教育自治権限法 (First Nations Jurisdiction over Education in British Columbia Act, S.C.2006.c.10)」を、BC 州政府はファーストネーション教育運営委員会と単独で「ファーストネーション教育協定 (First Nations Education Agreement)」を締結したうえで 2007 年 11 月に「ファーストネーション教育法 (First Nations Education Act, [SBC 2007]CHAPTER40)」を制定し、先住民教育自治権限の法的枠組みが形成された。しかし、BC ファーストネーション教育自治権限法に基づく個々の先住民自治体と連邦及び州政府との間の最終合意に向けての交渉は、主に財源問題を理由として難航している (広瀬, 2013)。フランス語系教育委員会やカトリック系教育委員会によりそれぞれ独自の教育 (行政) を展開することが憲法上の権利として保障されているフランス系住民の状況と比較した時、独自の教育行政機関を設置し、独自の教育を実施しようとする先住民の「教育自治」問題は今後どのように認識されるのか、興味深い視点を提示している⁶。

その他の取組みに関してはどうかであろうか。例えばノバスコシア州では、教育省内に先住民であるミクマク族 (Mi'kmaq) やアフリカ系カナダ人と教育のあり様について協議するための「ミクマク教育協議会 (Council on Mi'kmaq Education)」や「アフリカ系カナダ人教育協議会 (Council on African-Canadian Education)」を設置することができる旨、「教育法 (Education Act, CHAPTER 1 OF THE ACTS OF 1995-96)」に規定されているし、両当事者グループは同州内の英語系無宗派教育委員会の教育委員の中に、それぞれミクマク族枠とアフリカ系ノバスコシアン (African Nova Scotian) 枠がある (平田, 2017)。しかしそれは、独自の教育行政機関による独自の教育の実施が認められているというわけではない。またオンタリオ州では、黒人特有の教育ニーズを反映させた学校の設置に関する議論 (大岡, 2007) への対応として、2009 年に JK-8 の「アフリカ系中心学校 (Africentric Alternative School)」がオルタナティブ・プログラムとして設置されたり⁷、9-10 年生対象の「アフリカ系中心中等プログラム (Africentric Secondary Program)」が提供されたりしている⁸が、いずれもトロント教育区教育委員会 (Toronto District School Board) 内の公立学校においてであり、独自の教育行政が認められているわけではない。

1971 年の「多文化主義」導入の背景には、イギリス系とフランス系の「二言語・二文化主義」に対するウクライナ系を中心としたその他の民族・文化集団による反発があった (田村, 2008)。結果として現在は実質的には「二言語・多文化主義」となっている。イギリス系・フランス系にとっての言語的・宗派的少数者独自の教育委員会の制度化が憲法上の要請であると考えられる一方で、その他の言語・宗派・民族集団にとっては憲法上当然に独自の教育行政機関の設置が認められるわけではないだろう。しかし「多文化主義」を突き詰めていくと、「カナダ憲法」で「等しく」認められる各種の権利保障が、教育行政のあり様に関してもイギリス系・フランス系以外にも同等に認められるべきという主張は論理上あり得るし、それが 1982 年憲法第 27 条の「カナダ国民の多文化的伝統の維持及び向上と一致する」

⁶ 州とは異なり、準州においては基本的には先住民の教育は準州政府の管轄とされている。特にユーコン準州に焦点を絞って教育行政や学校運営のあり様に先住民の意見を反映させるための制度について考察した論考として、拙稿 (平田, 2014) を参照されたい。

⁷ 次の URL を参照されたい。 <http://www.tdsb.on.ca/findyour/schools.aspx?schno=3949> (2017 年 6 月 9 日採取)。

⁸ 次の URL を参照されたい。

<http://www.tdsb.on.ca/aboutus/innovation/highschoolspecializedprograms/africentricsecondaryprograms.aspx> (2017 年 6 月 9 日採取)。註 6・7 については、(児玉, 2017) においても検討されているので、参照されたい。

という規定とも整合するということもできよう。他方で、「行き過ぎた」多文化主義は「カナダ」という国家の統合を危うくする（ビビー，2001）という反論もあろう。こうした議論は、憲法改正の必要性も含めて、今後も継続されるだろう。本稿が1つの問題提起となることができれば、幸いである。

【参考文献】

- ・ 鵜海未祐子（2012）「宗教マイノリティに対する公教育の射程の一考察—オンタリオ州を中心として—」『カナダ教育研究』No. 10, 2, 67—75 頁。
- ・ 大岡栄美（2007）「人種的マイノリティの教育アクセス保障と学校選択に関する一考察—オンタリオ州における黒人中心学校（Black Focused School）論争を中心に—」『カナダ教育研究』No. 5, 19—30 頁。
- ・ 河野弥生（2001）「カナダ多文化主義の宗教学校への公的資金援助問題—オンタリオ州における論争を事例に—」『カナダ研究年報』第21号, 95—101 頁。
- ・ 児玉奈々（2017）『多様性と向きあうカナダの学校—移民社会が目指す教育—』東信堂。
- ・ 小林順子（1994）『ケベック州の教育』カナダの教育1, 東信堂。
- ・ 小林順子（2003a）「第2部カナダの教育の諸問題 第1章教育行政の動向 第1節カナダの教育行政制度の特徴」小林順子他編『21世紀にはばたくカナダの教育』カナダの教育2, 東信堂, 128—129 頁。
- ・ 小林順子（2003b）「第2部カナダの教育の諸問題 第1章教育行政の動向 第3節教育委員会制度と憲法」小林順子他編『21世紀にはばたくカナダの教育』カナダの教育2, 東信堂, 134—140 頁。
- ・ 佐藤信行（2017）『カナダの「憲法」と多文化主義』カナダ教育学会第50回記念大会基調講演資料（青山学院大学）。
- ・ セイウェル・ジョン著（吉田善明監修，吉田健正訳）（1994）『カナダの政治と憲法』三省堂。
- ・ 田村知子（2008）「多文化主義政策『トルドーの議会声明』（1971年），『多文化主義法』（1988年）」日本カナダ学会編『新版史料が語るカナダ』有斐閣, 272—275 頁。
- ・ 成嶋隆（2003）「第2部カナダの教育の諸問題 第1章教育行政の動向 第2節憲法と教育行政」小林順子他編『21世紀にはばたくカナダの教育』カナダの教育2, 東信堂, 130—134 頁。
- ・ ビビー・レジナルド・W.（2001）『モザイクの狂気—カナダ多文化主義の功罪—』南雲堂。
- ・ 平田淳（2014）「ユーコン準州における先住民の教育参加要求と教育行政・学校運営参加制度—教育委員会・学校協議会における先住民保障代表制を中心に—」カナダ教育学会編『カナダ教育研究』No. 12, 19—36 頁。
- ・ 平田淳（2017）『カナダにおける「開かれた教育行政」及び「開かれた学校づくり」に関する調査研究』科学研究費補助金研究成果報告書。
- ・ 広瀬健一郎（2003）「第2部カナダの教育の諸問題 第6章連邦政府の先住民教育制度 第1節先住民教育制度の法的枠組み」小林順子他編『21世紀にはばたくカナダの教育』カナダの教育2, 東信堂, 232—237 頁。
- ・ 広瀬健一郎（2012）「ニスガ条約（Nisga'a Final Agreement）下における先住民教育権保障の展開—ニスガ自治区の教育制度と実践—」『カナダ教育研究』No. 10, 47—64 頁。
- ・ 広瀬健一郎（2013）「ブリティッシュ・コロンビア州における先住民自治権限体制下の先住民教育権保障の展開」『カナダ教育研究』No. 11, 35—53 頁。

- ・ 細川道久 (2010) 「連邦結成 (コンフェデレーション)」 飯野正子, 竹中豊編『現代カナダを知るための 57 章』明石書店, 348-351 頁。
- ・ 松井茂記 (2012) 『カナダの憲法—多文化主義の国のかたち—』岩波書店。
- ・ Dulelow, D. A. & Nuse, B. (1995). *The dictionary of Canadian law (Second edition)*. Carswell: Barrie, Ontario.
- ・ Giles, T. E. & Proudfoot, A. J. (1994). *Educational administration in Canada (Fifth Edition)*. Calgary, Alberta: Detselig Enterprises Ltd.

(2018 年 2 月 16 日 受理)